

第1部 基本的な方針

1 男女共同参画基本計画の目指すべき社会

男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）においては、「男女共同参画社会の形成」を、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成すること」（第2条）と定義し、その促進に関する基本的な計画として、男女共同参画基本計画を定め、施策の総合的かつ計画的な推進を図ることとしている（第13条）。

第4次男女共同参画基本計画（以下「4次計画」という。）の策定に当たっては、目指すべき社会として以下の4つを提示し、その実現を通じて、男女共同参画社会基本法が目指す男女共同参画社会の形成の促進を図っていく。

- ① 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、多様性に富んだ豊かで活力ある社会
- ② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③ 男性中心型労働慣行等の変革などを通じ、仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ④ 男女共同参画を我が国における最重要課題として位置づけ、国際的な評価を得られる社会

2 第3次男女共同参画基本計画策定後の主な取組

（1）政府における取組

第3次男女共同参画基本計画（以下「3次計画」という。）においては、「女性の活躍による経済社会の活性化」、「様々な困難な状況に置かれている人々への対応」、「女性に対するあらゆる暴力の根絶」等の視点を強調し、ポジティブ・アクション（積極的改善措置）¹を始めとする様々な取組を進めてきた。そして、現在、社会全体で女性活躍の動きが拡大し、日本社会は大きく変わり始めている。特に、指導的地位への女性の参画促進に向けては、平成27年●月には、女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定を事業主に義務付ける「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第○号）」（以下「女性活躍推進法」という。）が成立した。【P.第189国会に提出。可決・成立した場合。】加えて、女性の活躍推進に向けた基盤である、男性の家事・育児等への参画に向けた取組や非正規労働対策、さらには、ひとり親家庭など困難を抱える女性に対する支援、配偶者

¹ ポジティブ・アクション（積極的改善措置）は、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するために必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること（男女共同参画社会基本法第2条第2号参照）。男女間において形式的な機会の平等が確保されていても、社会的・経済的な格差が現実存在する場合には、実質的な機会の平等を担保するためにポジティブ・アクションの導入が必要となる。

暴力など女性に対する暴力の予防と根絶などについても、取組が進められてきた。また、交付金の創設等を通じ、地域における関係者の連携を促進した。

さらに、平成 23 年 3 月に東日本大震災が発生したが、その経験から、防災分野における男女共同参画の推進について更に取組を進める必要性が明らかとなり、防災基本計画の修正、災害対策基本法の改正、男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針の作成などの取組が進められてきた。また、国連婦人の地位委員会や第 3 回国連防災世界会議の場を通じて、こうした我が国の経験や教訓を諸外国と共有し、国際社会における取組を促進した。

(2) 男女共同参画会議を中心とした施策の推進

重要政策会議の一つとして内閣府に設置されている男女共同参画会議において、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な政策や重要事項を調査審議するとともに、3 次計画の実施状況や女子差別撤廃委員会の最終見解に対する対応状況を監視した。

具体的な成果として、政治分野における女性の参画拡大に向けた調査審議が、各政党への働きかけなどポジティブ・アクション導入に向けた社会の機運醸成等に活用されたほか、予算等への反映に向けて女性の活躍を推進する観点から取り組むべき重点事項について調査審議し、提出した意見が政府の方針に反映されたことや地域経済の活性化に向けた女性の活躍促進について調査審議した内容を踏まえ、地域に根差した取組を推進するよう地方公共団体に要請したことなどが挙げられる。

3 社会情勢についての認識

4 次計画の策定に当たっては、以下のような社会情勢の認識の下、内容について検討していくことが必要である。

(1) 日本社会全体における状況の変化

我が国においては、少子高齢化の急速な進展により、平成 20 年をピークに人口減少局面に入り、今後も急減すると見込まれている。少子高齢化²といった人口構成の大きな変化やグローバル化による産業競争の激化などにより、経済社会の構造が変化し、非正規労働者の増大を始めとする雇用の不安定化、社会保障の持続可能性など、様々な課題が生じている中で、社会の持続可能性の確保や諸課題の解決に向けて、女性の活躍がこれまで以上に必要とされている。また、我が国経済は長引くデフレに苦しみ、力強い持続的な経済成長が実現できなかったが、近年、企業収益は回復し、ようやく「経済の好循環³」が生まれつつあり、その担い手としての女性の活躍の重要性が増している。

² 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成 24 年 1 月）」によると、総人口が 2050 年には 9,700 万人程度となり、2100 年には 5,000 万人を割り込む水準にまで減少すると推計されている。

³ 企業収益の回復が雇用拡大や賃金上昇につながり、それに伴う消費の拡大や投資の拡大を通じて更なる景気回復をもたらすような経済の循環を指す。

人口減少が進む中、将来にわたって活力ある日本社会を維持するには、持続可能な地域社会を構築する必要がある。人口減少の問題は地域によって状況が異なっており、女性の活躍をめぐる状況や住民の意識も地域によって様々であることから、地域の実情に応じた取組が重要となっている。

(2) 女性をめぐる状況の変化

ア 政策・方針決定過程への女性の参画

政府は、12年前の平成15年6月、「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する」との目標を掲げ、取組を進めてきたが、当初はその目標が必ずしも国民運動と呼べるほどまでには社会全体で十分共有されなかった。例えば政治分野における女性参画については、国会議員（衆議院）の女性割合は平成27年には9.5%で190か国中153位であるなど、国際的にみても極めて低調である。また、就業者の4割を女性が占める中で管理的職業従事者（会社役員、企業の課長相当職以上、管理的公務員等）に占める女性の割合はいまだ1割と、諸外国に比べ、低い水準にとどまっている。こうした中、「指導的地位に女性が占める割合を30%程度とすること」（以下、「30%目標」という。）は、社会の多様性と活力を高め、我が国経済が力強く発展していく観点や、男女間の実質的な機会の平等を担保する観点から極めて重要な目標であり、これを社会全体で共有するとともに、現在の機運の高まりをチャンスととらえ、女性参画拡大の動きを更に加速していく必要がある。

イ M字カーブ問題と働き方の二極化

働く女性が増加する中で、第一子出産を機に、特に非正規雇用の女性が離職する割合が高いことから、約6割の女性が離職し、女性の労働力率が子育て期に当たる30歳代で低下する状況は変わらない。また、働きたいという希望を持ちながら労働市場に参加できていない女性が約300万人存在するなど、女性は、我が国最大の潜在力となっている。

正規雇用と非正規雇用という、いわゆる「働き方の二極化」への対応もM字カーブ問題と関連する重要な課題である。非正規雇用には、雇用が不安定、賃金が低い、能力開発機会が乏しいなどの問題が指摘されているが、男性雇用者のうち非正規雇用者の割合は約2割であるのに対し、出産・子育てなどによる離職後の再就職に当たって非正規雇用者になる場合が多いことなどから、女性雇用者のうち非正規雇用者の割合は半数を超えている。

加えて、正規雇用者の長時間労働を前提とした働き方が、働き方の二極化を進める要因の一つともされ、正規、非正規を通じた働き方や雇用の在り方の見直しの必要性も指摘されている。

ウ 女性のライフスタイルや世帯構造の変化

平成9年に、夫婦が共に雇用者である共働き世帯が男性雇用者と無業の妻からなる世帯を上回って以降、共働き世帯は年々増加しているなど、社会における活動や個人の生き方は多様化している。加えて、「夫は仕事、妻は家庭」という固定的な性別役割分担等に基づく従来型の社会システムの下では、高齢化等の進展の中で、事実上女性が多くを担う子育て・家事・介護等の負担が重くなっていくことなども想定される。そのような中で、男女の多様な生き方を可能とする社会システムへの転換が求められている。

一方、晩婚化・未婚化や高齢者人口の増加による単身世帯、離婚によるひとり親世帯が増加しており、特に女性については、出産・育児等による就業の中断や非正規雇用が多いことなどを背景として、貧困等生活上の困難に陥りやすい状況にあることが指摘されている。

(3) 男性の仕事と生活を取り巻く状況

女性の就業率の高まり、女性のライフスタイルや世帯構造の変化など、女性を取り巻く環境は大きく変化しているにもかかわらず、女性の参画は実際には期待されるほどの成果を得られていない。その大きな原因として、依然として残る「夫は仕事、妻は家庭」という固定的な性別役割分担意識、男女の能力や適性に関する固定的な見方（以下、「性差に対する偏見」という。）や様々な社会制度・慣行がある。特に、長時間労働は、子育て・家事・介護等への男性の主体的な参画を困難にし、結果として女性が仕事と生活を両立することを難しくしていると同時に、自己啓発や地域コミュニティへの参加、本人の健康保持などを含めた、男性自身の仕事と生活の調和の実現も阻害する要因になっている。このため、男性が置かれている現状の労働環境等について、見直していくことが必要である。

(4) 東日本大震災の経験から得た教訓

東日本大震災では、被災地において、救助・救援、医療、消火活動及び復旧・復興等の担い手として、多くの女性が活躍した。一方で、物資の備蓄・提供や避難所の運営等において女性の視点に立った対応が十分ではなかったなど、様々な課題が明らかになった。それらの経験から、そもそも防災・復興における政策・方針決定過程への女性の参画が不可欠であること、災害対応における男女共同参画の視点が重要であることや、それらの実現のためには、多様な主体による平時からの連携が重要であることが改めて認識された。

(5) 女性に対する暴力をめぐる状況

配偶者等からの暴力、性犯罪等の女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題である。配偶者等からの暴力、ストーカー行為等の被害は引き続き深刻な社会問題となっ

ており、こうした状況に的確に対応する必要がある。また、近年、ソーシャル・ネットワークキング・サービス（以下「SNS」という。）など、インターネット上の新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、女性に対する暴力は多様化しており、そうした新たな形の暴力に対しても迅速かつ的確に対応していく必要がある。

（6）国際社会への積極的な貢献の重要性

国連では、包摂的で共有された繁栄（inclusive and shared prosperity）に向けて、「ポスト 2015 年開発アジェンダ」を策定し、持続可能な開発達成のための取組を開始した【P。本年 9 月の国連総会で策定予定。】。男女共同参画、女性のエンパワーメント並びに女性及び女兒の人権は、その取組の中心的な課題となっている。こうした新たな国際的な潮流や様々な国際会議における議論の進展を踏まえ、幅広い年齢層、多様な主体と協働しつつ、国内における国際的な協調に向けた取組や、ODA 等を通じた国際的な取組への積極的な貢献を進めていく必要がある。

4 第 4 次男女共同参画基本計画の策定方針と構成

（1）策定方針

4 次計画の策定方針は、目指すべき社会及び最近の社会情勢を踏まえ、次の通りとする。

- ① 4 次計画は、今後 10 年間を見通した目標と今後 5 年間に実施する施策の基本的な方向と具体的な取組をまとめるものであり、施策の選択と集中、推進体制の強化を通じ、真に実効性のある計画とする。
- ② 計画における政策目的を明確化し、効果的な計画の推進を図るため、個別分野を 3 つの政策領域（「Ⅰ あらゆる分野における女性の活躍」、「Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現」、「Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備」）に体系化する。
- ③ 計画の効果的な推進に向けた、実効性あるフォローアップを行うため、各分野における成果目標及び参考指標を設定することに加え、3 つの政策領域毎に重点的に監視・評価すべき目標を設定する。
- ④ 「男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍」を女性の活躍推進とともに、男女ともに暮らしやすい社会を実現するために特に必要な要素として計画全体にわたる横断的視点として冒頭に位置付け、職場、地域、家庭などあらゆる場面における施策を充実する。
- ⑤ 社会の多様性と活力を高め、我が国経済が力強く発展していくための重要な目標

である 30%目標達成に向け、女性活躍推進法【P。第 189 国会に提出。可決・成立した場合。】の着実な施行とともに、更に踏み込んだポジティブ・アクションの実行等を通じて積極的な女性採用・登用を進める。加えて、将来指導的地位へ成長していく人材の層を厚くするための取組を進める。

- ⑥ 非正規雇用労働者やひとり親など、生活上の困難に陥りやすい女性が増加している中で、公正な処遇が図られた多様な働き方の普及等、働き方の二極化に伴う諸問題への対応を進めるとともに、困難な状況に置かれている女性の実情に応じたきめ細かな支援を行うことにより、女性が安心して暮らせるための環境整備を進める。
- ⑦ 東日本大震災等の経験と教訓を踏まえ、男女共同参画の視点からの防災・復興対策・ノウハウを施策に活かすとともに、国内外に発信する。
- ⑧ 女性に対する暴力をめぐる状況の多様化に対応しつつ、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて取組を強化する。
- ⑨ 国際的な潮流を踏まえつつ、国際的な規範・基準の尊重等に努めるとともに、国際社会への積極的な貢献の推進により、男女共同参画に関して国際社会における我が国の存在感及び評価を高める。
- ⑩ 地域の実情・特性を踏まえた主体的な取組が全国各地で展開されるよう、地域における推進体制を強化する。

(2) 構成

本報告は、「第 1 部 基本的な方針」と「第 2 部 政策編」からなる。第 2 部では、3 政策領域（「Ⅰ あらゆる分野における女性の活躍」、「Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現」、「Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備」）に加え、これらの取組を総合的かつ計画的に推進するための「Ⅳ 推進体制の整備・強化」で構成している。また、各政策領域においては、計 12 分野を掲げ、それぞれの分野において、平成 37 年度末までの「目標」と平成 32 年度末までを見通した「施策の基本的方向と具体的な取組」について記述している。

このほか、巻末に「現行計画の達成状況・評価」について掲載している。